

論壇

公的介入高まる議論

GAF Aへの独占禁止法による規制の圧力が高まっている。GAF Aとはグーグル・アップル・フェイスブック・アマゾンの頭文字を並べたもので、多くの分野で世界的な規模で支配力を強めているITプラットフォームを指している。これらの企業が存在が、そしてその行動が、独占禁止法の視点から容認できない面があり、何らかの形で公的介入が必要であるという議論が高まっているのだ。

欧州委員会は独占禁止法違反でグーグルに巨額の制裁金を課して

伊藤 元重 学習院大教授(国際経済学)

いる。欧州委員会がグーグルに対して制裁金を課するのはこの数年で3回になるという。最近注目されているのは米国議会の下院司法委員会がアマゾンに不当競争の疑いがあるという指摘をして、大きな話題となっている。日本ではまだこうした本格的な議論の広がりは

のようには思える。実際、グーグルの検索を利用していろいろ調べたり、フェイスブックで友人との情報交換をしたり、アマゾンを利用してスマホで買い物をする人は多いだろう。そうしたサービスなしに現代の私たちの生活は成り立たない。

GAF Aと独占禁止法

ないが、独占禁止法の番人である日本の公正取引委員会も巨大化するITプラットフォームへの関心を高めている。

独占禁止法の当局が問題にするのは、そうした便利さの影に社会の活力を失わせる独占的な行為が潜んでいる可能性だ。GAF Aが大きくなるのはよいが、その一方で新規の企業が生まれる可能性が縮小し、既存の企業が淘汰され、結果的に独占度が高まるような事

態は好ましくないのだ。

欧米では組織関与も

20世紀の初め頃、米国では鉄道の事業者が物を製造したり流通させたりするビジネスを営むことを禁止した。当時の物流は圧倒的に鉄道事業に依存していたが、鉄道の事業は独占的に提供されていた。規模の経済があるので仕方がない面もある。それでも、その事業者が生産や流通まで行うようだと、鉄道の独裁の弊害がものづくりや流通にまで広がることになるからだ。同じような考え方から通信事業者や巨大銀行にもさまざまな規制が課されてきた。巨大銀行がその資金力を生かして製造業やサービス業に進出することは、独占禁止法の視点からも好ましくないと考えられた。

GAF Aに対しても、同じような規制をかけていくべきかどうかについては、今の段階ではいろいろな意見があり、規制強化の流れが主要国に広がっているというわけではない。ただ、欧州や米国などの主要地域でGAF Aのような巨大なITプラットフォームへの独占禁止法の視点から疑問の声が高まっていることも事実だ。欧州委員会や米国の下院の司法委員会のような公的な組織が関与を始めた。一般ユーザーとしてはますます便利になる情報サービスの恩恵を享受しながらも、こうした分野での将来のあるべき姿について考えてみることも必要であろう。